

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に掲げる小型機船底びき網漁業手繰第三種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 10 月 20 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほたてけた網漁業	18 隻	15 トン未満	定めなし	東共第 29 号共同漁業権漁場の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	東共第 29 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 7 年 10 月 20 日から 令和 7 年 11 月 28 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までとする 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）日没から日の出までの間は、操業してはならない （2）使用できる漁具は、1 ヶ統とし、使用漁具以外は漁船に搭載してはならない （3）混獲したひとで類及びカシパン類は、海中に投棄してはならない （4）操業中は一辺 35 センチメートル以上の緑色の旗を、船上（ブルーワーク）から 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない （5）知事が放流の必要があると認めた水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに水中に戻さなければならない